

兵庫県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(案)の策定について

※を付した用語は、参考資料「用語解説」を参照

1 策定の背景と目的

ポリ塩化ビフェニル^{※1}（以下「PCB」という）は、化学的に安定している、熱により分解しにくい、絶縁性が良い、不燃性であるなどの性質があり、これを利用して、熱媒体^{※2}、トランスやコンデンサ用の絶縁油^{※3}、感圧複写紙^{※4}（ノンカーボン紙）など、幅広い分野で使用されてきました。

しかし昭和43年に食用油の製造過程で熱媒体として使用されていたPCBが食用油に混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件^{※5}が起き、その後も様々な生物や母乳等から検出されるなど、PCBによる汚染が大きな社会問題となりました。

このため、国は、昭和47年にPCBを使用する製品の生産中止を製造会社に要請し、PCBの製造会社に対して熱媒体用PCBの回収を指示しました。また、廃棄物となったPCB製品は、他の廃棄物と異なり、処理をする体制が整っていなかったため、それを使用していた事業者が保管を余儀なくされました。

しかし、その後PCB廃棄物は、事業者による保管が長期にわたって継続し、紛失や漏出等による汚染が全国的に懸念される状況となっています。このため、国は、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進に関する特別措置法」（以下「特別措置法」という。）を制定し、保管事業者に対して平成28年7月までのPCBの適正処理を義務付けるとともに、環境事業団^{※6}（現：日本環境安全事業㈱^{※7}）を活用した処理施設設置等に向けての体制整備を図ることとしました。

近畿地域では、日本環境安全事業㈱による大阪PCB廃棄物処理事業で、近畿2府4県にある高圧トランス^{※8}及び高圧コンデンサ^{※9}並びに廃PCB^{※10}及びPCBを含む廃油^{※11}を処理することとしています。

県は、この度、大阪PCB廃棄物処理事業で、県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進し、生活環境の保全と県民の健康保護を図るため、「兵庫県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定します。

2 提出いただいたご意見等の取扱について

県民のみなさんからご提出いただいたご意見等については、「兵庫県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」策定の参考とさせていただきます。また、ご提出いただいたご意見等の概要と、それに対する考え方は、本年10月に予定している計画策定時に発表します。